

議案第9号

墨田区情報公開条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月17日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区情報公開条例等の一部を改正する条例

(墨田区情報公開条例の一部改正)

第1条 墨田区情報公開条例(平成13年墨田区条例第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求等

第17条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条各号列記以外の部分中「公開決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立て」を「前項の審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「決定又は」を削り、「墨田区情報公開及び個人情報保護審査会条例」を「墨田区行政不服審査会条例」に、「墨田区情報公開及び個人情報保護審査会(」を「墨田区行政不服審査会(」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号を次のように改め、同条を同条第2項とする。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る区政情報の全部を公開するとき(当該区政情報の公開について反対意見書が提出されているときを除く。)。

第17条に第1項として次の1項を加える。

公開決定等又は公開請求に係る不作為に関する行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づく審査請求については、同法第9条第1項の規定は適用しない。

第17条に次の1項を加える。

3 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第18条各号列記以外の部分中「前条」を「前条第2項」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下この条及び第20条において同じ。）

第18条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る区政情報の公開」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第20条の見出し中「決定及び」を削り、同条第1項中「決定又は」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同項第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る公開決定等」の次に「（公開請求に係る区政情報の全部を公開する旨の決定を除く。）」を加え、「当該公開決定等」を「当該審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

（墨田区個人情報保護条例の一部改正）

第2条 墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第22条の2第1項中「開示決定等」を「開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は全部を開示しない（第17条の4の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を現に保有していないときを含む。）旨の決定（以下「開示決定等」という。）」に改める。

第25条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「開示決定、訂正決定、削除決定又は目的外利用等の中止決定について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立て」を「前項の審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、「墨田区情報公開及び個人情報保護審査会条例」を「墨田区行政不服審査会条例」

に、「墨田区情報公開及び個人情報保護審査会（）」を「墨田区行政不服審査会（）」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示するとき（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。

第25条に次の1号を加え、同条を同条第2項とする。

- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報を訂正し、削除し、又は当該保有個人情報の目的外利用等を中止するとき。

第25条に第1項として次の1項を加える。

可否の決定又は開示請求、訂正請求、削除請求若しくは目的外利用等の中止請求に係る不作為に関する行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求については、同法第9条第1項の規定は適用しない。

第25条に次の1項を加える。

3 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第25条の2各号列記以外の部分中「前条」を「前条第2項」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下この条及び第25条の4において同じ。）

第25条の2第2号中「不服申立人及び」を「審査請求人又は」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人及び」を「審査請求人又は」に改める。

第25条の3第1項中「又は決定」を削る。

第25条の4の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る開示決定等」の次に「（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の

決定を除く。) 」を加え、「又は決定」を削る。

(墨田区情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正)

第 3 条 墨田区情報公開及び個人情報保護審査会条例 (平成 2 年墨田区条例第 2 0 号)
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

墨田区行政不服審査会条例

第 1 条を次のように改める。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法 (平成 2 6 年法律第 6 8 号) 第 8 1 条第 4 項
の規定に基づき、墨田区行政不服審査会 (以下「審査会」という。) の組織及び
運営に関し必要な事項を定めるほか、墨田区情報公開条例 (平成 1 3 年墨田区条
例第 3 号。以下「情報公開条例」という。) 第 1 7 条及び墨田区個人情報保護条
例 (平成 2 年墨田区条例第 1 9 号。以下「個人情報保護条例」という。) 第 2 5
条の規定による諮問を受けて行う審査に関し必要な事項を定めるものとする。

第 3 条を削る。

第 2 条第 2 項中「情報公開及び個人情報保護に関し優れた見識」を「審査会の権
限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して
優れた識見」に改め、同条に次の 2 項を加え、同条を第 3 条とする。

3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、
再任を妨げない。

4 第 1 項の規定にかかわらず、前条第 1 号に掲げる事項に係る審査請求にあって
は、審査会が委員のうちから指名する 3 人をもって審査することができる。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(所掌事項)

第 2 条 審査会は、次に掲げる事項を審査して答申する。

- (1) 行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項
- (2) 情報公開条例及び個人情報保護条例の規定による処分及びその不作為に係る
審査請求に関する事項

第7条第1項中「必要」を「第2条第2号に掲げる事項に係る審査において必要」に、「第18条に規定する諮問庁（以下」を「第17条又は個人情報保護条例第25条の規定により審査会に諮問した実施機関（以下この条において）」に、「不服申立ての」を「審査請求が」に改め、同条第2項中「これを」を削り、同条第3項中「必要」を「第2条第2号に掲げる事項に係る審査において必要」に、「不服申立ての」を「審査請求が」に改め、同条第4項中「不服申立てに係る事件」を「第2条第2号に掲げる事項に係る審査」に、「不服申立人、参加人」を「審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項において同じ。）」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料」の次に「（以下「意見書等」という。）」を加える。

第7条の2の見出し中「陳述等」を「陳述」に改め、同条第1項中「不服申立人等から」を「第2条第2号に掲げる事項に係る審査において審査請求人等から」に、「当該不服申立人等」を「当該審査請求人等」に、「、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる」を「なければならない」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第7条の2第2項を次のように改める。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

第7条の3の見出し中「閲覧」を「写しの送付」に改め、同条第1項を次のように改める。

審査会は、第2条第2号に掲げる事項に係る審査において第7条第3項若しくは第4項又は第7条の3の規定による意見書等の提出があったときは、当該意見書等の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を

害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第7条の3第2項中「諮問庁は、前項」を「審査会は、第2項」に改め、「又は複写」及び「その」を削り、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加え、同条を第7条の5とする。

2 審査請求人等は、第2条第2号に掲げる事項に係る審査において審査会に対し、審査会に提出された意見書等の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。第7条の2の次に次の2条を加える。

（意見書等の提出）

第7条の3 審査請求人等は、第2条第2号に掲げる事項に係る審査において審査会に対し、意見書等を提出することができる。この場合において、審査会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第7条の4 審査会は、第2条第2号に掲げる事項に係る審査のために必要があると認めるときは、その指名する委員に、第7条の規定による調査をさせ、又は第7条の2第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

第9条の見出し中「守秘義務」を「義務」に改め、同条中「審査会の」を削り、同条に次の1項を加える。

2 委員は、在任中、審査会の審査の公正性を損なう行為をしてはならない。

第10条中「前条」を「前条第1項」に、「3万円」を「50万円」に改める。

第 1 1 条を第 1 2 条とし、第 1 0 条の次に次の 1 条を加える。

(庶務)

第 1 1 条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
(墨田区情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 公開請求に係る決定又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされたものについては、なお、従前の例による。
(墨田区個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 開示請求、訂正請求、削除請求若しくは目的外利用等の中止請求に係る決定又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされたものについては、なお、従前の例による。
(墨田区情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 従前の墨田区情報公開及び個人情報保護審査会 (以下「旧審査会」という。) は、第 3 条による改正後の墨田区行政不服審査会条例 (以下「改正後の条例」という。) の規定に基づく墨田区行政不服審査会 (以下「審査会」という。) となり、同一性をもって存続するものとする。
- 5 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、改正後の条例第 3 条第 2 項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第 3 項の規定にかかわらず、同日における旧審査会の委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。
- 6 改正後の条例第 7 条の 2 第 2 項、第 7 条の 4 並びに第 7 条の 5 第 1 項及び第 3 項の規定は、この条例の施行の日前にされた処分又は同日前にされた申請に係る不作為に関する審査については、適用しない。
- 7 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の墨田区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定により審査が開始されている不服申立てについては、改正後の

条例の規定による審査が開始されているものとみなす。この場合において、この条例の施行前に旧審査会において行われた手続は、改正後の条例の相当規定による手続として行われたものとみなす。

- 8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

行政不服審査法の全部改正に伴い、情報公開等の処分に係る審査請求において同法の審理員制度を適用しないこととするほか、墨田区情報公開及び個人情報保護審査会を同法による第三者機関として位置付け、その名称、所掌事項等を改める必要がある。